

岡山御津カントリークラブ フレンドシップ会員<会 則>

第 1条 (名称・所在地)

本会員制度は岡山御津カントリークラブ フレンドシップ会員と称し、岡山市北区御津矢知 865-7 に位置する岡山御津カントリークラブの手軽な会員制度として平成 28 年 3 月 1 日発足しました。

第 2条 (目的)

岡山御津カントリークラブ フレンドシップ会員制度 (以下 FS) はゴルフを通じて会員の健康の増進と相互の親睦を図るとともに、明朗健全なる社交の場として機能することを目的とします。

第 3条 (会員の種類)

FS は会員制とし、クラブの趣旨に同意し申込みされた方の内、本クラブが入会承認をした方を会員とします。クラブの会員の種類は次の通りとします。

会員種別	登録	ご利用範囲	月会費	退会費	備考
FS48	記名1名	クラブ全営業日営業時間	8,750 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の正会員年会費を年一括にて支払う。
FS60	記名1名	クラブ全営業日営業時間	7,500 (消費税別途)	60ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。61ヶ月目以降はその時点の正会員年会費を年一括にて支払う。
シニア平日48	記名1名 満60歳以上	土日祝を除く平日営業日営業時間	3,000 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の平日会員年会費を年一括にて支払う。
レディース平日48	記名1名女性	土日祝を除く平日営業日営業時間	2,700 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は20,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の平日会員年会費を年一括にて支払う。

第 4条 (会員の資格)

- 満 16 歳以上の男女で、岡山御津カントリークラブの会則・細則を承認された方とします。
- 入会にあたり本クラブが指定する入会申込書、誓約書と住民票を添えて提出し、心身ともに異常が無く定期的なゴルフプレイが可能な健康状態であることをご誓約いただきます。
- 本クラブが入会を不適当と判断した場合は入会をお断わりする場合があります。又、入会後であってもクラブの会則・細則・利用規定をお守りいただけない場合は第 11 条に定める通り除名いたします。

第 5条 (諸費用の負担)

会員はその種類に応じて、クラブ所定の諸会費・諸費用を規定の方法にてお支払いいただくこととします。

第 6条 (会費等)

- ①月会費は口座振替により納入するものとし、他の支払い方法は承れません。
一旦納入された月会費・諸料金はいかなる場合も、これを返還いたしません。
クラブは、経済情勢などの変動に応じて、月会費・諸料金などの金額を変更することができ、その都度、1ヶ月前までに利用案内にて告示するものといたします。
会員の資格及び利用権を譲渡することはできません。
口座振替不能による再振替時は事務手数料として 500 円申し受けます。

第 7条 (資格の喪失)

会員は、次の場合に会員資格を喪失します。
会員が所定の手続きを経て退会されたとき。
会員がクラブから除名されたとき。
会員が死亡されたとき。
口座振替が残高不足等の理由で不能となり、翌月に2か月分の口座振替を行っても同様の結果となったとき。この場合再入会はお断りします。

第 8条 (退会手続き)

会員が退会しようとする場合は、クラブ所定の退会手続きを要するものとします。
また、滞納金がある場合は、未払い分を精算していただきます。

第 9 条 (休会)

会員は本クラブを定期的に利用して、クラブ運営の円滑化に寄与する義務を負い、長期間クラブを利用しない場合も休会の制度はありません。

第 10 条 (会員証)

本クラブは会員に会員証を交付します。会員が本クラブを利用するときはその都度提示していただくことといたします。会員は会員資格を失ったときは、速やかに会員証をクラブに返還しなければなりません。

第 11 条 (除名・資格の一時停止)

会員が次の各号に該当する場合は、クラブはその会員を除名もしくは一定期間資格の停止をすることが出来ます。

本会則その他クラブが定める諸規則に違反したとき。

クラブ内の秩序を乱したり、他の会員の利用に妨げとなる行為があったとき。

諸支払を滞納し、請求があっても完納しないとき。

入会に際して、虚偽の申告をしたとき。

伝染病など他の会員に影響がある恐れのある病気にかかったとき。

転居等届け出なく連絡がつかなくなり、3ヶ月以上クラブのご利用が無いとき。

第 12 条 (ビジターの受入及びスクールの開設)

クラブは施設の利用状況を判断して、クラブが認める者(ビジター・スクール生)に施設を利用させることが出来ます。

クラブは会員が同伴したお客様(以下ビジターという)に施設をご利用いただくことが出来ます。

尚、この場合ビジターは別に定めるビジター料金をお支払い頂きます。

ビジターについても会則・細則・その他クラブの規則は適用されます。

ビジターは会員の利用状況に応じて、制限する場合があります。

第 13 条 (休業)

クラブは、定期休暇、会場整備、法定点検等、その他やむを得ない理由により、臨時休業することがあります。積雪時、路面凍結時にも会員の往復の危険を考慮して臨時休業する場合があります。

自然現象及び設備機器の故障等の場合を除き、原則として2週間前までに施設内に掲示してお知らせします。

第 14 条 (施設の改廃・変更)

法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化や、天災その他の事由により施設の修理、改廃のやむなきに至った場合、クラブは施設の利用範囲の制限または変更をすることがあります。この場合、会員はなんらの異議申立て・請求はできません。

第 15 条 (閉鎖)

クラブは止むを得ない特別な事情が生じた場合は、会員に対して3ヶ月の予告期間を設け、クラブを閉鎖することが出来ます。この場合、翌月以降の会費前納分および預かり金がある場合は全額返還いたします。

この場合会員は補償その他何等の請求・異議申立てはできません。

第 16 条 (責任事項)

①クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故(打球事故・盗難・負傷等)についてクラブは一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

会員が、クラブの施設利用に際して、クラブまたは第三者に損害をあたえた場合は、速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第 17 条 (細則)

本会則に定めのない事項については、別途細則ならびに利用規定に定めます。

第 18 条 (改正)

本会則の改正、変更はクラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 19 条 (附則)

本クラブ会員は喫煙指定場所以外での禁煙をお守りください。

岡山御津カントリークラブ フレンドシップ会員<細則>

第 1条 (入会金)

会則第5条・第6条における会費は次の通りとし、退会費については現金による支払を原則とします。
(消費税含む)

いずれの会員種別も入会時に2か月分の月会費を前納し、3ヶ月目から口座振替により月会費を前月27日に前納していただきます。(消費税別途)

会員種別	登録	ご利用範囲	月会費	退会費	備考
FS48	記名1名	クラブ全営業日営業時間	8,750 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の正会員年会費を年一括にて支払う。
FS60	記名1名	クラブ全営業日営業時間	7,500 (消費税別途)	60ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。61ヶ月目以降はその時点の正会員年会費を年一括にて支払う。
シニア平日48	記名1名 満60歳以上	土日祝を除く平日営業日営業時間	3,000 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は30,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の平日会員年会費を年一括にて支払う。
レディース平日48	記名1名女性	土日祝を除く平日営業日営業時間	2,700 (消費税別途)	48ヶ月以内の退会時は20,000円の退会費要	月会費は毎月27日口座振替にて翌月分を前納する。49ヶ月目以降はその時点の平日会員年会費を年一括にて支払う。

第 2条 (月会費等)

会費は各種別毎に上表の通り、毎月前月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から口座振替にてお支払いいただきます。
ただし、入会時には口座振替の手続きが完了するまでの2か月分を前納していただきます。
会費を2ヶ月以上滞納した場合は、退会扱いとします。その場合、上表の退会費と退会時までの滞納分はお支払いいただきます。

第 3条 (施設の利用範囲)

会員は、クラブの利用規定に応じてご利用になれますが、原則予約を必要とし、利用時間帯を制限する場合があります。

第 4条 (ビジター)

会員の同伴者に限り会員同伴ビジターとして、通常ビジター料金より次の金額を割引した料金にてクラブをご利用できるプランを提供する場合があります。割引プランについては、その都度お知らせします。
ご利用の都度現金でお支払いいただきます。

土日祝 1,000円(消費税含む)
平日 500円(消費税含む)

第 5条 (休館日)

クラブの休業日については、会則第13条によるものとします。

第 6条 (営業時間)

クラブの利用時間帯は次の通りといたします。ただし、早朝スルー営業等 開始時刻を変更する場合があります。

4月～11月 午前6時～
12月～3月 午前7時～

開始時刻以前の施設内入場はできません。

第 7条 (届出事項)

会員は住所又は連絡先、その他入会申込書記載事項に変更があった場合はすみやかに届出しなければなりません。

第 9条 (改正)

本細則の改正、変更はクラブの定めるところにより、その効力はすべての会員に及びものとします。